

国際観光文化都市・長崎の再生について

二つの世界遺産候補(キリスト教関連遺産群・近代化産業遺産群)、平和公園、史跡「出島」などの世界的にも価値の高い文化・観光資源を活用した交流人口の増加を目指し、『国際観光文化都市・長崎の再生』を図る。

このため、上海航路時代に長崎が果たしていた国際ゲートウェイ(玄関口)機能の再生と、多様な歴史・文化・観光資源の保全・再生を目指すとともに、歴史・文化・観光資源と各拠点的地域を有機的に結ぶための回遊性の向上を目指す。

具体的には、次のような開発と保全、ハード施策とソフト施策を、バランスよく総合的・一体的に進めることが重要。

新幹線と国際航路・離島航路の接続

長崎駅周辺・松ヶ枝国際観光ふ頭・中心商業地域・稲佐地域(長崎港西側地域)などの拠点的地域における官民一体となった開発整備

歴史・文化・観光資源の保全・再生整備とその周辺等での景観保全

道路・公共交通・歩行者動線などのネットワーク整備

回遊コースの開発、国際クルーズなどのソフト施策

このため、長崎県と長崎市が一体となって、各種公共事業、民間開発事業の誘導方針、ソフト施策の展開方針などについて、都市のグランドデザインを描くこととする。

都市のグランドデザイン構築のための手法

都市再生総合整備事業

【実績 = 全国17地区、平均約2,000ha】

～ 国土交通省の補助事業～

都市・居住環境整備重点地域の指定
(国土交通大臣指定)

都市・居住環境整備基本計画の策定
(地方公共団体)【1/2補助】

特定地区の整備計画等の策定
(地方公共団体等)【1/2補助】

個別の公共事業等の実施
面的整備事業等【1/2補助】
(道路・公園・鉄道駅周辺施設・バスターミナル等)
地域生活基盤施設、高次都市施設等の整備【1/3補助】
面的整備事業等の支障となる工場等の除却費等【1/2補助】

個別事業のコーディネートの実施
(公共団体等)【1/2補助】

都市再生緊急整備地域

【実績 = 全国66地区、6,656ha】

～ 都市再生特別措置法に基づく制度～

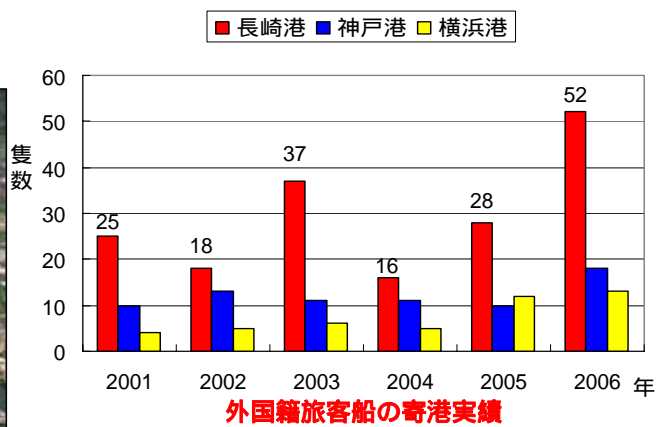
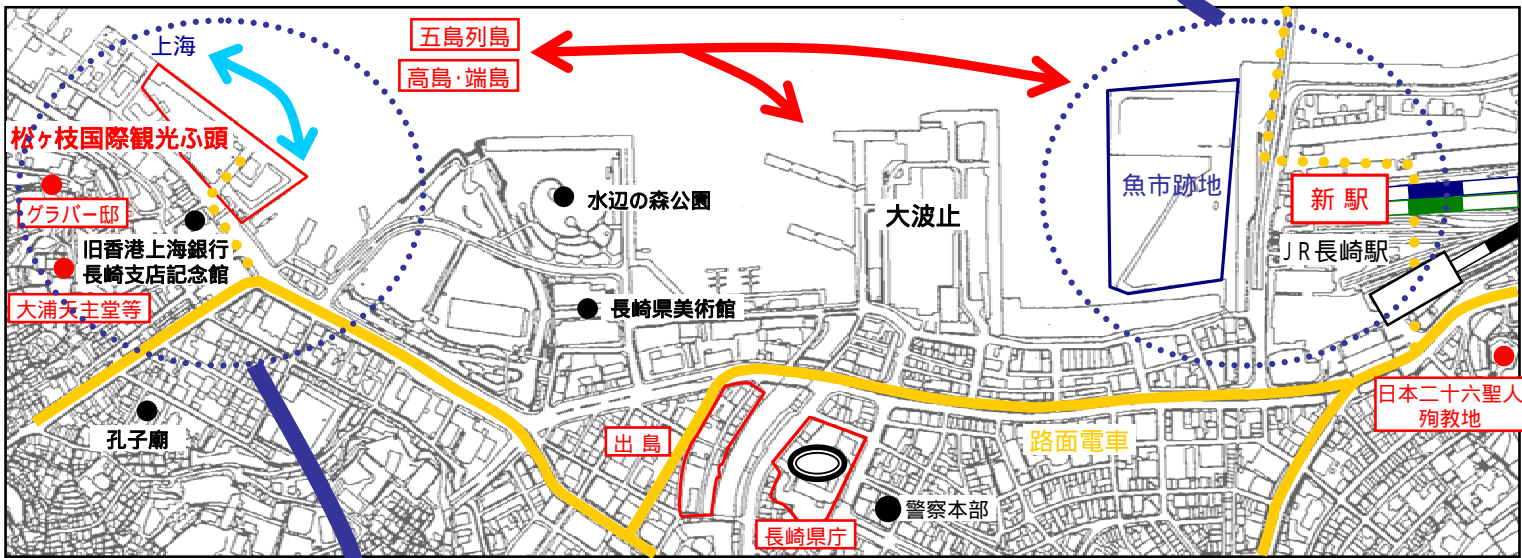
都市再生緊急整備地域の指定
(政令指定 = 閣議決定)

整備の基本方針(グランドデザイン)の策定
(県・市が原案作成、国が決定)

個別の民間開発事業等の実施

民間建設投資への金融措置
(国による無利子融資、債務保証等)
民間建築物への税制優遇
(不動産取得税・固定資産税の軽減等)
都市計画制度の特例
(容積率制限の緩和、提案制度等)

国際観光文化都市・長崎のゲートウェイ(玄関口)の機能強化



長崎の連携強化・回遊性向上のイメージ図

